

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下、「法」という。）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

1 指定取消し対象事業者

- (1) 法人名 一般社団法人つなぐ福祉会
- (2) 代表者 代表理事 上中 誠
- (3) 法人所在地 大阪府大東市泉町一丁目 13 番 2 号

2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名称 こども運動ひろばつなぐ
- (2) 所在地 大阪府大東市平野屋一丁目 1 番 2 号フラットカキノキ 1F
- (3) サービス種別 児童発達支援・放課後等デイサービス

3 指定取消年月日

令和 2 年 5 月 29 日（金曜日）

4 指定取消しの理由

不正請求（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号）

法人代表は、人員基準を満たしていないにもかかわらず、児童指導員等加配加算及び福祉専門職員配置等加算を不正に請求し受領するとともに、福祉・介護職員処遇改善加算について、従業者に適切に配分せず、不正に受領した。